

(令和3年4月1日)

(3川健り総第4号)

身体障害者手帳障害程度審査事務取扱要領

(目的)

第1条 総合リハビリテーション推進センターにおいて、身体障害者手帳の審査交付事務（以下、「審査交付事務」という。）を行うにあたり、事務審査又は専門的事項の審査方法を規定することにより効率かつ適正な審査を行うことを目的とする。

(事務審査)

第2条 審査交付事務の迅速化及び効率化を図るため次の身体障害者診断書・意見書については、総合リハビリテーション推進センター所長（以下、「所長」という。）単独で審査（以下、「事務審査」という。）する。

- (1) 心臓機能障害で弁置換術を実施しているもの。
- (2) 四肢の切断による障害程度の判定
- (3) 総合リハビリテーション推進センター特別職非常勤医師が当所において診察判定したもの。
- (4) その他専門的審査の必要がないと所長が認めたもの。

(専門審査)

第3条 事務審査以外の各障害種別の専門的な審査（以下、「専門審査」という。）を行うため、総合リハビリテーション推進センター内に障害程度審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を置く。

(委員会の構成)

第4条 専門審査は、次に掲げる委員により構成する。

- (1) 所長
- (2) 各障害種別の担当特別職非常勤医師
- 2 所長の職務は、副所長、総務・判定課長が代理できる。

(審査委員会の開催)

第5条 審査委員会は所長が委員長となり福祉事務所からの進達を受けた後、適宜開催することとし、各委員の持ち回り審査で処理することができるものとする。なお、審査委員会は、審査すべき案件について所長及び各障害種別の担当特別職非常勤医師のみをもって開催できる。

(審査の案件及び事項)

第6条 審査委員会が審査する案件及び事項は、身体障害者手帳の該当の有無、程度、再認定の要否とする。

(疑義の取扱い)

第7条 審査の結果疑義が生じた身体障害者診断書・意見書については、所長から記

載した指定医に照会することができる。ただし、当該指定医が申請者を介すよう希望した場合、申請者の同意がない場合はこのかぎりではない。

(審査遅延通知)

第8条 所長は、審査に1か月以上の日時を要する場合は遅延通知書を申請者及び福祉事務所長あて送付するものとする。

(審査結果の通知)

第9条 所長は審査の結果について、申請者の不利益に該当する決定を行う場合は、行政手続法第14条の規定により福祉事務所及び申請者に対し理由を示して通知するものとする。なお、非該当の場合は、身体障害者福祉法施行令第5条第1項の規定により市社会福祉審議会に諮問しなければならない。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

(施行期日)

この要領は、令和3年4月1日から実施する。